

第 8 1 号議案

公の施設の指定管理者の指定の件（加東市やしろ国際学習塾）

公の施設の指定管理者を次のとおり指定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議決を求める。

令和 7 年 1 2 月 1 日提出

加東市長 岩 根 正

- | | | |
|---|--------------------------|--|
| 1 | 公 の 施 設 の 名 称 | 加東市やしろ国際学習塾 |
| 2 | 指定管理者に指定する
団体の名称及び所在地 | 公益財団法人加東文化振興財団
兵庫県加東市上三草 1 1 7 5 番地 |
| 3 | 指 定 の 期 間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

第 8 1 号議案 説明資料

指定管理者の候補者選定に係る審査の概要について

次の公の施設について指定管理者の指名を行い、指定管理者候補者の選定に当たり公の施設に係る指定管理者選定委員会（以下「指定管理者選定委員会」という。）において審査した。

1 公の施設の名称 加東市やしろ国際学習塾

2 選考の経過

令和 7 年 7 月 2 5 日	指名の通知
8 月 6 日～8 月 2 1 日	質問の受付期間
8 月 6 日～9 月 7 日	申請書の申込受付期間
1 0 月 2 7 日	指定管理者選定委員会 (事業ヒアリング及び候補者選定)
1 0 月 3 1 日	指定管理者候補者の決定

3 指定管理者候補者の選定

(1) 選定方法

候補者の選定に当たっては、加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成 1 8 年加東市規則第 4 0 号）で定める市職員等により組織した「指定管理者選定委員会」を設置し、提出書類及びプレゼンテーションに基づき、次の(2)に記載する審査項目について審査した。

区分	氏名	役職等	備考
委員長	小林 勝成	加東市副市長	
委 員	三木 秀仁	加東市総務財政部長	
委 員	山中 元	加東市総務財政部総務財政課長	
委 員	尾崎 佳美	加東市総務財政部管財課長	
委 員	松本 裕介	加東市教育委員会事務局教育振興部生涯学習課長	
委 員			
委 員			中小企業 診断士

(2) 審査項目

審査に当たっては、指名要項に記載した次の審査項目に基づき、評価を行った。

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等

- (ア) 運営実績
- (イ) 申請者の安定性・継続性
- (ウ) 団体の経営理念、経営方針等及び法令遵守の取組
- (エ) 指定管理者の指定を申請した理由
- (オ) 施設の現状に対する考え方及び将来展望

イ 施設の運営

- (ア) 年間の自主事業計画
- (イ) 利用者の平等利用に関する方策
- (ウ) 利用者へのサービス向上に関する方策
- (エ) 利用者の要望等の把握及び対応策
- (オ) 利用者等のトラブルの未然防止策と対処方法
- (カ) 施設の利用の促進に関する方策
- (キ) 市や地域との連携、他施設との連携等の方策
- (ク) その他効果的かつ効率的な運営に関する方策

ウ 施設の管理体制等

- (ア) 職員配置等(雇用計画及び労働条件・配置表及び業務分担・勤務体制・研修計画)
- (イ) 休館日、開館時間、利用料金等について
- (ウ) 個人情報保護の措置について
- (エ) 緊急時(防犯・防災等)対策について
- (オ) 施設に必要な資格者の確保策
- (カ) 損害リスクに対する備え

エ 価格について

4 審査結果

(1) 候補者

団 体 名	公益財団法人加東文化振興財団
代 表 者	理事長
所 在 地	兵庫県加東市上三草1175番地
設立年月日	平成3年3月6日

(2) 採点結果表（選定委員 7 名×100 点＝700 点満点中の得点）

審 査 項 目	配 点	申 請 団 体
		公益財団法人 加東文化振興財団
申請者の安定性・継続性及び理念等	175	165
施設の運営	315	270
施設の管理体制等	140	128
価格について	70	56
合 計 得 点	700	619

※「価格について」の評点は、「最低制限価格／申請者の提案額×10点」により算出
最低制限価格は指定管理料の上限額の80%

(3) 選定理由

ア 申請者の安定性・継続性及び理念等について

申請者は、平成18年度から当施設の指定管理の受託者である。また、施設運営を安定して継続的に行うための経営基盤は、中小企業診断士の意見を踏まえ経営に支障はないと判断した。

イ 施設の運営について

市民ニーズに応じた公益性の高い事業を企画している点において、本市の更なる芸術・文化の振興に寄与することが期待できる。

ウ 施設の管理体制等について

将来の職員体制の確保が懸念されるものの、専門的知識のある職員が効果的かつ効率的に事業を実施している。また、施設の維持管理に関して小規模修繕計画を作成していると同時に、自衛消防組織の編成や消防訓練の実施など、危機管理に対する備えができています。

エ 価格について

指名要項に示した上限額の範囲内である。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

5 指定予定期間 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで